

令和5年流山市議会第3回定例会議案

8月31日招集  
流山市

## 目 次

- 5 6 令和 5 年度流山市一般会計補正予算（第 4 号）
- 5 7 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 8 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について
- 5 9 令和 5 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 0 令和 4 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 1 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 2 流山市立博物館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 3 指定管理者の指定について（市野谷小学校区学童クラブ）
- 6 4 指定管理者の指定について（南流山第二小学校区学童クラブ）
- 6 5 令和 5 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 6 令和 5 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 7 令和 4 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 8 令和 4 年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 9 令和 5 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 0 令和 5 年度流山市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 7 1 令和 5 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 7 2 令和 4 年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 3 令和 4 年度流山市水道事業会計決算認定について
- 7 4 令和 4 年度流山市下水道事業会計決算認定について
- 7 5 流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 6 和解について
- 7 7 令和 4 年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

7 8 令和 4 年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

1 0 令和 4 年度健全化判断比率について

1 1 令和 4 年度資金不足比率について

1 2 専決処分の報告について

議案第 57 号

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための  
の作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止するため  
ある。

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
流山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年流山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し、同項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、現時点で条例を適用することがないことから、条例を廃止するためである。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年流山市条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第 60 号

令和4年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ  
り、令和4年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員  
の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 61 号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 62 号

流山市立博物館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

流山市立博物館設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、  
博物館の設置に関する規定の整理を行うためである。

## 流山市立博物館設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市立博物館設置等に関する条例（昭和54年流山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。）に基づき、」を「）第2条第1項に規定する」に改める。

第2条中「法第18条の規定により」を「流山の歴史及び民俗に関する資料の収集、保管、管理、展示及び調査研究を行い市民の利用に供するとともに、その学習、調査研究等に資するため必要な事業を行うことにより、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
市野谷小学校区学童クラブ
- 2 指定管理者となる団体  
東京都港区芝四丁目13番3号 PMO田町東10F  
株式会社明日葉  
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 64 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
南流山第二小学校区学童クラブ
- 2 指定管理者となる団体  
東京都品川区西五反田二丁目11番8号  
株式会社学研ココファン・ナーサリー  
代表取締役 山崎 知恵
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 67 号

令和4年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 68 号

令和4年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 72 号

令和4年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 73 号

令和4年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 74 号

令和4年度流山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度流山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 75 号

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和解について

損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 事件の概要

平成24年5月7日に締結した消防救急デジタル無線装置購入契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の不当な取引制限が行われ、当該契約金額が違法に引き上げられたことを理由として損害賠償の請求の訴えを提起したもの

2 和解の相手方

(1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

代表取締役 森 孝廣

(2) 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1

三峰無線株式会社

代表取締役 中島 芳明

3 和解の要旨

(1) 相手方は、市に対し、和解金として700万円の連帯支払義務があることを認める。

(2) 相手方は、市に対し、連帯して、前号の金員を、和解成立日から2か月以内に、市が指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。

(3) 市は、その余の請求を放棄する。

(4) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認

する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由 千葉地方裁判所から提示された和解案に基づき、和解するためである。

議案第 77 号

令和4年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
令和4年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金について、別紙のと  
おり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第  
32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 未処分利益剰余金の一部を一般会計への納付金として処分す  
るためである。

## 令和4年度流山市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当 年 度 未 残 高	13,911,818,840	944,295,683	1,385,639,389
議会の議決による処分数額			△ 500,000,000
一般会計への納付			△ 500,000,000
流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第8条による処分数額	752,008,776		△ 885,639,389
減債積立金への積立て			
建設改良積立金への積立て			△ 133,630,613
資本金への組入れ	752,008,776		△ 752,008,776
処 分 後 残 高	14,663,827,616	944,295,683	(繰越利益剰余金)

議案第 78 号

令和4年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月31日提出

流山市長 井崎 義治

報告第 10 号

令和4年度健全化判断比率について

令和4年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月31日報告

流山市長 井崎 義治

令和4年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.4	36.6

報告第 11 号

令和4年度資金不足比率について

令和4年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月31日報告

流山市長 井崎 義治

令和4年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：%)

流山市土地区画整理事業特別会計	流山市水道事業会計	流山市下水道事業会計
—	—	—

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月31日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する街路樹により発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月21日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名     | 市が管理する街路樹のヤナギの幹が、道路における建築限界（高さ4.5メートル）未満の高さに張り出していたため、相手方の大型トラックが通行した際に当該幹と接触し、当該トラックの荷台を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和5年2月2日  |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市平和台2丁目4番8地先  |
| 4 | 相 手 方     | 茨城県ひたちなか市山崎141番地3<br>株式会社誠光運輸   |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。  |
| 6 | 和解成立年月日   | 令和5年7月21日   |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額336,765円のうち、<br>134,706円を市が負担する。   |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 134,706円  |